

指定給水装置工事事業者更新について

令和4年 4月

中 央 市 水 道 課

はじめに

この手引きは平成30年度に「水道法の一部を改正する法律」が公布されことによる、指定給水装置工事事業者に関する手続等について説明するものです。

改正水道法では、法第25条の3の2に、「指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」と新たに規定され、令和元年10月1日に施行されました。現在、中央市上水道事業及び簡易水道事業お指定を受けている指定給水装置工事事業者の方についても、指定の有効期限が経過する前に更新手続きを行っていただく必要があります。

【指定給水装置工事事業者とは】 — 水道法第16条の2 —

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（本市上水道事業または簡易水道事業）から給水区域内において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められ、その指定を受けた者をいいます。水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになります。

【水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）抜粋】

（指定の更新）

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の規定の更新について準用する。

附則

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事事業者の施工日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号の施工の日（以下この項において「改正法施工日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正法施工日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで）とする。

【指定の更新】

1. 有効期間について

水道事業者の指定を受けている給水装置事業者の指定の有効期間は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います（水道法第25条の3の2）。令和元年9月30日までに指定を受けている工事事業者は初回更新までの有効期間が下表のとおりとなります。今回通知を受けている事業者様は、全て令和4年9月29日までの有効期間の方となっております。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
～ H19.3.31	令和4年9月29日まで
H19.4.1 ～ H25.3.31	令和5年9月29日まで
H25.4.1 ～ R 1.9.30	令和6年9月29日まで

令和元年10月1日以降、新規指定を受けた給水装置工事事業者の有効期間については、指定日から5年となります。

2. 更新の手続き

(1) 更新の要件

水道法第25条の2及び第25条の3を準用し、指定の申請と同様の要件となります。本市では上水道事業と簡易水道事業を運営していますので、両方登録されている方は、別々に更新する必要があります。

(2) 申請手続き

受付時期 ⇒ 有効期間の満了が近い方に、順次郵送にてご案内します。
ご案内が不達の場合、再発送はいたしませんので、ご案内が届かない場合でも有効期間内に更新申請を行ってください。

受付場所 ⇒ 中央市役所水道課
申請に必要な書類を揃え、来庁または郵送にて申請してください。

手数料 ⇒ 1水道事業につき、10,000円（更新事務手数料）
申請書受理後、連絡の上後日納入通知書をお渡ししますので、本市会計課等で納付してください。

指定証の交付 ⇒ 審査を行い、指定の基準に適合していた場合には水道課から記載されている連絡先に連絡させていただきます。
更新事務手数料の納入通知書を取りに来ていただき、お支払いを済ませた後、更新後の新しい指定証をお渡しします。
また、更新後の許可証番号は変わる場合があります。

【申請の流れ】

①受付 ⇒ ②審査 ⇒ ③水道課からご連絡 ⇒ ④納付書のお渡し ⇒
⑤手数料支払い ⇒ ⑥指定証の交付

(3) 申請書類

新規指定と同様に以下の書類が必要となります。上水道事業及び簡易水道事業の2事業について更新する方は、2部必要になります。

①指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

- ・申請書宛先は、上水道事業における更新は「中央市上水道事業管理者 中央市長」宛、簡易水道事業における更新は「中央市長」宛で記入してください。
- ・公表できる電話番号を記入してください。非公表とする場合にはその旨を記入してください。
- ・各事業所に選任する主任技術者の氏名を全て記入してください。

（これまで選任していなくても、今回新たに選任することができます）

②機械器具調書（別表）

- ・添付写真と同じものを調書に記入してください。

③誓約書（様式第2）

- ・水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しなければ、誓約書を記入してください。

④住民票（個人） ※発行日から3ヶ月以内の原本

⑤登記事項証明書（法人） ※発行日から3ヶ月以内の原本

⑥定款（法人）

⑦旧給水装置工事事業者指定証

⑧指定給水装置工事事業者確認事項調査票 及び それらを証明する書類

- ・営業実態等把握のためにもご協力をお願いします。※（5）参照

⑨その他添付書類

- ・様式第1に記載した給水装置工事主任技術者の免状の写し
- ・カラー写真（機械器具調書の物、事業所の内外）
- ・事業所の地図

（4）変更があった場合

「住所・電話番号・商号・代表者・役員名等」の変更があった場合は、水道法第25条の7等により、事由発生から30日以内の水道事業者に届け出なければならないこととなっています。

有効期間満了に伴う更新申請の際に変更事由が明らかになった場合には、指定の更新申請に先立ち変更を行う必要があります。

（5）営業内容等の確認について

事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条）に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するため、次の事項について確認させていただきます。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（外部、自社内等）
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
（配水管への分水栓の取付け、せん孔、給水管接合経験の有無）

3. 指定の失効

指定の有効期間内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は、指定の失効となります。

再度、指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、改めて新規指定の申請を行い、指定を受けなければなりません。また、指定の有効期間は休止中も含むため、休止中等により申請を失念し期間を超過した場合も同様の取扱いとなります。なお、指定取り消しとは異なり、失効後すぐに申請手続きが可能です。

【問合せ及び郵送先】

〒409-3892

中央市白井阿原301-1 中央市役所水道課 上水道担当

電話 055-274-8554（直通）

FAX 055-274-1130